

厚木市本厚木駅周辺まちづくり推進会議規則

(設置)

第1条 本厚木駅周辺における歩いて楽しいまちの実現に向けた取組を推進するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市本厚木駅周辺まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本厚木駅周辺における歩いて楽しいまちの実現に向けた取組を推進するための計画に関すること。
- (2) その他本厚木駅周辺における歩いて楽しいまちの実現に向けた取組について、市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年7月31日までとする。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、市街地整備課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年7月31日限り、その効力を失う。